

商工もばら

茂原商工会議所アドレス
http://www.mobara-cci.or.jp

茂原商工会議所 創立70周年記念誌 Series5

商工もばら 第562号
(毎月1回発行)
発行所:茂原商工会議所
茂原市茂原443番地
tel.22-3361(代)
発行責任者:河野万由美
編集責任者:石橋 佑亮



2021 10
October

茂原商工会議所HPはこちら



茂原商工会議所で検索!!

この度、当所HPを使い易く快適にご利用いただけるようリニューアルを実施いたしました。なお、リニューアルに伴うURLの変更はございません。ブラウザの「お気に入り」や「ブックマーク」にご登録されている方は、引き続きご利用が可能です。

茂原商工会議所 検索

■会員数 / 1,170事業所
(令和3年8月31日現在)

当所は、昭和26年の創立から本年度で70周年を迎えます。今年度は、茂原商工会議所や茂原市の歩んだ軌跡を本広報表紙写真にてご紹介いたします。今月号は、街の玄関口として様々な役割を担う、茂原駅(1980年頃)を掲載します。1897年、房総鉄道(大網~上総一ノ宮)の開通に伴い誕生した茂原駅。当時の読み方は「もはら」だったそうです。その後、1987年に、高架駅舎が完成し、現在の姿となりました。茂原市の交通と観光を支える茂原駅は、街のシンボルとなっています。

今一度、感染防止対策の徹底を

2021年も半ば折り返しの地点となり、新型コロナウイルス感染症の流行からおおよそ1年半が経過しましたが、この間で得た様々な知見やワクチン接種の普及をもってしても、感染者数の高止まりは全国各地で続いています。

これからシルバーウィークを迎えますが、気を緩めることなく、今一度三密(密集・密接・密閉)防止、手洗いやマスクの着用の徹底を心掛けましょう。

茂原商工会議所では、新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けている中小・小規模事業者に対する経営相談窓口を設置しております。資金繰り、助成金制度の活用などについて、ご相談を受け付けておりますので、是非ご利用ください。

outline

- 千葉県感染拡大防止対策協力金(飲食店を運営する事業者向け) 他…2
- 小規模事業者持続化補助金(一般型) 他……………3
- 千葉県飲食店感染防止対策認証制度……………4
- インフォメーション(各種お知らせ)……………6

協力金・支援金

(8月4日時点)

■千葉県感染拡大防止対策協力金(飲食店を運営する事業者向け)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県からの営業時間短縮要請に御協力いただいた飲食店に対し、事業規模に応じた協力金を店舗ごとに支給します。

対象要件 (全期間共通)	<ul style="list-style-type: none"> ■千葉県内で飲食店を運営する事業者(個人事業主を含む)。 ■県からの要請に基づき行った営業時間短縮の協力開始日より前から、必要な食品衛生法にかかる営業許可を取得のうえ営業していること。 ■県からの要請に協力し、従っていること。 ■対象期間において、県が要請する感染防止対策を実施すること。 	
お問合せ先	千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター TEL 0570-003894	特設サイト(制度詳細)



■月次支援金

2021年4月以降に実施される緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を支給します。

対象要件	<p>①対象措置に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること</p> <p>②2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること</p> <p>(注)①以下を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。</p> <p>「対象措置を実施する都道府県に所在する飲食店と直接・間接の取引があること」、または「対象措置を実施する都道府県に所在する個人顧客と直接的な取引があること」による影響を受けて、2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していれば給付対象となり得ます。</p> <p>②月次支援金は、店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付します。そのため、事業者の全ての2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している必要があり、特定の店舗・事業のみ月間売上が50%以上減少したとしても給付要件を満たしません。</p>	
お問合せ先	月次支援金事務局相談窓口 フリーダイヤル 0120-211-240	特設サイト(制度詳細)



■千葉県中小企業等事業継続支援金

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等の皆さまに対して、幅広く支援金を支給することにより、事業の継続・立て直しのための取り組みを支援するため、最大20万円を支給します。また、まん延防止等重点措置等に伴い、飲食店への酒類の提供禁止を含む時短営業要請等が長期間に及んでいることから、特に大きな影響を受けている酒類販売事業者の皆さまに対して、支援金を上乗せして支給します。なお、まん延防止等重点措置が8月22日まで延長されることに伴い、比較対象月及び支給対象月を変更します。

支給対象	<p>①千葉県中小企業等事業継続支援金(支援金A)</p> <p>下記の要件を全て満たしている必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和3年3月31日までに創業し、申請時点で千葉県内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小企業等又は個人事業者等であること。 (2) 千葉県が実施する「千葉県感染拡大防止対策協力金(飲食店、大規模施設・テナント等)(令和3年4月～令和3年9月の間における時短営業等の要請に対する協力金)」の支給対象とならないこと。 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～令和3年9月までのいずれかひと月の売上が、令和元年又は令和2年の同月比で30%以上減少していること。 (4) 申請時点で事業を継続しており、引き続き千葉県内で事業を継続する意思を有すること。 (5) 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。 (6) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。 (7) 「暴力団排除に関する規定」(申請要領P45を参照)を遵守し、本件に係る千葉県警察本部への照会について、予め承諾すること。 	<p>②千葉県中小企業等事業継続支援金(支援金B)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和3年3月31日までに創業した酒類販売事業者等で、申請時点で千葉県内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小企業又は個人事業者等 (2) 千葉県が実施する「千葉県感染拡大防止対策協力金(飲食店、大規模施設・テナント等)(令和3年4月～令和3年9月の間における時短営業等の要請に対する協力金)」の支給対象とならないこと。 (3) まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への酒類の提供禁止を含む時短営業要請等の影響により、令和3年4月～令和3年9月までの期間について、売上が令和元年又は令和2年の同月と比較して70%以上減少した月があること。 (4) 令和3年4月～令和3年9月の間における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等に応じている飲食店と直接又は間接の取引があること。 (5) 申請時点で事業を継続しており、引き続き千葉県内で事業を継続する意思を有すること。 (6) 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。 (7) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。 (8) 「暴力団排除に関する規定」(申請要領P45を参照)を遵守し、本件に係る千葉県警察本部への照会について、予め承諾すること。
お問合せ先	千葉県中小企業等事業 継続支援金コールセンター フリーダイヤル 0120-179-155	特設サイト (詳細)



補助金

(8月4日時点)

■ 小規模事業者持続化補助金(一般型)

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等が持続的な経営に向けた経営計画、販路開拓等の取り組みや、販路開拓等と併せて行う業務効率化の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助します。

対象	小規模事業者等	補助上限	50万円(または100万円*) ※「認定市区町村による特定創業支援事業の支援」を受けた場合、または、2020年1月1日以降に開業または法人設立した場合は、上限100万円
補助率	2/3	公募スケジュール	■ 6次締切:10月1日(金) ■ 7次締切:令和4年2月4日(金) ※7次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います(制度内容、予定は変更される場合があります)。

■ 小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)


小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等に関する取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助します。

対象	小規模事業者等	補助上限	100万円 ※“感染防止対策費”は補助金総額の1/4(最大25万円)が上限。ただし、緊急事態宣言の再発例による特別措置を適用する事業所は、補助金総額の1/2(最大50万円)に上限を引き上げ。なお、補助上限額を100万円に上乗せして交付されるものではありません。また、感染防止対策費のみを補助対象経費に計上した申請はできません。
補助率	3/4	公募スケジュール	■ 4次締切:11月10日(水) ■ 5次締切:令和4年1月12日(水) ■ 6次締切:令和4年3月9日(水)

■ 事業再構築補助金

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的としています。

また、コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とします。

補助額	《中小企業》 通常枠:補助額100万円～6,000万円(補助率2/3) 卒業枠:補助額6,000万円～1億円(補助率2/3) 《中堅企業》 通常枠:補助額100万円～8,000万円(補助率2/3) グローバルV字回復枠:補助額8,000万円～1億円(補助率2/3)	特設サイト  https://jigyousaikouchiku.jp/
対象要件	①申請前の直近6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。 ②事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。 ③事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小事業等 ④補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、または従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。 ※申請は、政府補助金電子申請システム(Jグランツ)による電子申請のみの受付となります。	

千葉県飲食店感染防止対策認証制度

(8月4日時点)

《千葉県飲食店感染防止対策認証制度》

県では、感染防止対策と経済の両立を目指し、飲食店の感染防止対策を促進するため、ハード・ソフト面での検証を踏まえた改善を行ったうえで、飲食店における感染防止対策を県が認証する制度を、県内全域で実施することとしました。

厳しく設定した認証基準を適用し、基準の達成に必要なとなる設備の整備費用等への支援を行うとともに、高いレベルでの対策が講じられていることを踏まえ、認証店に対しては、まん延防止等重点措置区域以外の地域において、営業時間の短縮要請等を行わないこととしています。

※緊急事態宣言が発令されている時及びまん延防止等重点措置区域内の認証店については、要請を行います。

【事業概要】

千葉県では、飲食店が取り組む感染防止対策について、県が現地を確認した上で、高いレベルでの対策が取られていることを認証する事業を実施します。認証事業の申請は7月26日から受付を開始しています。

- ◆ 飲食店の感染防止対策を現地で確認し、県が作成する基準を満たす店舗に認証ステッカーを交付します。
- ◆ 県ホームページに認証店を掲載し、高いレベルでの対策が徹底されていることを公表します。
- ◆ 認証店に対しては、営業時間の短縮要請等を行わないこととしています。(※)

※ただし、当面の間は、緊急事態宣言が発令されている時及びまん延防止等重点措置区域を除きます。

注:認証店については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく「営業時間の短縮要請」、「酒類提供の制限の要請」の対象でなくなることから、千葉県感染拡大防止対策協力金の申請対象とはなりませんのでご注意ください。

《千葉県飲食店感染防止対策承認事業補助金について》

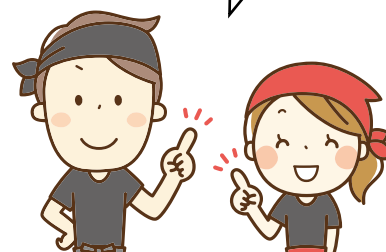
千葉県飲食店感染防止対策認証事業に参加する事業者に対して、基準の達成に必要なとなる設備の整備費用への補助制度による支援を行います。

【補助対象者】

次の全てを満たしている必要があります。

1. 認証取得のため必要な設備投資を行う者
2. 飲食することを主たる目的とした設備を有する飲食店であること
※テイクアウト型、デリバリー型の店舗、遊戯施設は対象となりません。
3. 中小企業者若しくは個人事業主等であること
4. 食品衛生法の規定による許可を受け事業を営んでいる者であること
5. 補助金の受給後も事業を継続すること
6. 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること
7. 暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないこと

補助金について
チェック!



【補助対象経費】

次のすべての要件を満たしている設備が補助対象となります。

1. 認証基準を達成するために必要な設備であること
2. 認証事業開始日である令和3年7月26日以降に購入した設備であること
3. 千葉県が認める設備であること(詳細については下記QRコードよりご確認ください)。

【お問合せ】 千葉県飲食店認証事務局
TEL.043-307-9003
10時00分～18時00分(土日祝日含)

千葉県飲食店感染防止対策
認証制度の詳細はこちら▶



千葉県飲食店感染防止対策
承認事業補助金の詳細はこちら▶



今年はオンラインで! 親子の「夏の体験教室」を開催!



午前の部



午後の部

当所体験教室委員会(雪田委員長)は8月22日、「夏の体験教室」を開催しました。

本年で6回目となる本事業は、去年は感染症拡大防止の観点から中止に。

その後、コロナ禍であっても実施可能な方法について模索し、委員会で何度も協議を重ね、ZOOMを繋げた完全オンラインによる体験教室を実現させました。当日は市内の小学生約90名が親子で参加し、インターネット通じ「仕事」や「地域社会」と繋がる特別な夏休みの思い出を心に刻みました。

雪田委員長は「困難な状況の時こそ、大きく発展するための礎を作ることが出来ます。今回、完全オンライン事業を成功させられたことは、体験教室の新たな可能性を見出すことに繋がりました。」と語りました。

「夏の体験教室」 茂原産業(株)、もばら煎餅、創作スイーツ&イタリアン レーヴ、(株)アーティエンスラボ、
協力会員企業 昌和プラスチック工業(株)、(有)トラスト保険センター、(株)さくら印刷、(有)ナルケ薬粧(順不同)

女性会だより

生活困窮者支援(フードバンク事業)

当所女性会の今年度からのフードバンク事業として、8月6日(金)コロナ禍で生活に困窮している方への支援のため、初回はレトルト食品、カップ麺などの食料品とマスク、トイレトペーパーなどの日用品を中核地域生活支援センター長生ひなた様を通して寄贈しました。

今後もこの事業を継続していきたいと思えます。



茂原創業塾 2021プレセミナーを開催

8月23日(月)、当所は、茂原市創業支援事業計画に則り「茂原創業塾2021プレセミナー」を開催しました。

講師には、(株)IdealWorksの代表取締役で、中小企業診断士の井手美由樹氏をお迎えし、創業をするにあたっての事前準備や基礎知識、また、創業のポイントについて、実務的な内容を含め講義いただきました。

『茂原創業塾2021本講座(全8回)』は9月17日から開講します。

お申込み(先着20名)をご希望の方は、右記QRコードよりお進みください。



茂原創業塾2021(プレセミナーの様子)

INFORMATION

茂原商工会議所
インフォメーション

耳より情報!



日本政策金融公庫貸付金利改定のお知らせ

○経営改善貸付 年1.21%(R3 9.1現在)

「相談窓口」となり 「皆さんの事業」を支援します

●中小企業における「経営革新・業種変更」「創業・ベンチャービジネス」及び「よろず相談」等の、窓口相談と支援を行っています。

弁護士による法律相談を行っています

当所会員の方は
お気軽にお問合せください。

会員企業
限定

- 相談日 10/15(金)、11/12(金)
- 時間は、14時～17時
- 相談料 無料
- 事前予約が必要となります。

※詳細はHPをご覧ください。
URL <http://www.mobara-cci.or.jp>

茂原商工会議所・中小企業相談所
住所:茂原市茂原443番地
TEL:22-3361 FAX:23-7895

千葉県信用保証協会による 相談会を実施

要予約

相談料無料

お問合せ

茂原商工会議所・中小企業相談所 TEL:22-3361

小規模企業共済制度ご案内

■個人事業主や会社役員のみなさんを応援する国の共済制度です!

小規模企業の、個人事業主又は会社等の役員の方がやめられたり退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

安心・確実な国の共済制度

掛金にも共済金にも税制上のメリット

事業資金等の貸付制度も充実

ライフプランに合わせた共済金の受取方法

<https://www.mobara-cci.or.jp/kyosai/123/124>

更新日が近い方は、今すぐお電話を。

集団扱自動車保険のご案内

◆この制度の特徴

- 集団扱の契約者となれるのは茂原商工会議所会員事業所及びその役員、従業員の方々が加入できます。
- 自動車保険の保険料が一般で加入した場合と比べて年払いなら5%割引、月払いでも分割割増がありませんので、実質保険料が割安になります。
- 保険料は保険開始月の2ヶ月後にご指定の口座より自動引落しとなりますので、加入時に現金のご用意は不要です。
- 他の保険会社等（一部共済を除く）から切替えても無事故割引が継承できます。

※上記は「集団扱自動車保険の概要」をごく簡単に説明したものです。詳しい内容を記載した「パンフレット」「重要事項説明書」をご覧ください。また、ご不明な点、具体的な手続きその他詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

◆引受保険会社 一順不同一

あいおいニッセイ同和損保 TEL:0475-23-5311

損保ジャパン日本興亜 TEL:0475-20-3527

AIG損害保険 TEL:043-382-4020
(A06A151176)

倒産防止共済制度

■連鎖倒産から中小企業を守ります!

取引先企業の倒産による連鎖倒産から事業主を守る共済制度です。

- ① 最高8,000万円の共済の貸付けが受けられます。
- ② 共済金の貸付けは無担保・無保証人です。
- ③ 掛金は税法上、経費または損金に算入できます。
- ④ 一時貸付金制度も利用できます。

小規模企業共済・倒産防止共済についてのお問合せは

茂原商工会議所 TEL 22-3361

<https://www.mobara-cci.or.jp/kyosai/123/125.html>

新入会員企業紹介

ご入会ありがとうございました。

NO.	事業所名	事業所住所	電話番号	代表者	業種
59	二本柳 守	茂原市町保10-117	0475-24-4400	二本柳 守	演奏家
60	(株)パフアロー・ITソリューションズ東関東営業所	東京都千代田区丸の内1-11-1	050-5491-2295	高野 浩二	通信サービス
61	(株)ジョリーブ	長生郡長生村本郷7185	0475-32-2965	山口 裕子	化粧品製造業
62	馬 瑞雅	千葉県緑区あすみが丘東2-10-7	043-308-7575	馬 瑞雅	衣料品検品
63	ガナパチ	茂原市長尾2489-11	—	山中 仁司	飲食業(カレー)
64	SNACK the QUEEN	茂原市高師824	—	土谷 ネーリン	飲食業(スナック)
65	(有)グレースズ	茂原市本納1553-1	—	矢部 桃子	二輪車販売整備
66	堀口商会	茂原市下永吉11-5	0475-22-6664	堀口 秀洋	設備工事業
67	(株)夢ホーム	茂原市早野新田17-3	0475-36-6306	飯高 芳記	建設業
68	(株)いこい	茂原市早野2791-1	0475-36-2105	夏目 和美	デイサービス

記帳確認指導会の開催について

日常の記帳・複式簿記・パソコン会計等の相談はもちろん、専門的な税務相談も受けられますので是非ともご参加ください。
なお、記帳確認を受けられた方は税務署提出用決算貼付『記帳確認シール』をお渡しいたします。

- 開催日時／11月4日(木) 10:00~12:00・13:00~15:00
- 開催場所／茂原商工会議所 本納支所 ●担当／雪田 ひろみ 税理士
- 申込／電話受付・当日申込も可能ですがお待ちいただく場合があります
- 持参していただくもの／現金出納帳・経費帳・申告控除等 ●主催／茂原商工会議所



コロナ禍に於ける対策として、マスク着用の徹底をお願いすると共に、37.5度以上の発熱、風邪症状のある方は、来所をお控えくださいますようお願いいたします。

【申込・お問合せ先】茂原商工会議所 本納支所 TEL.34-2090 担当 牧野

千葉県最低賃金改正のお知らせ(令和3年度)

『千葉県地域別最低賃金』につきまして、令和3年10月1日より

時間額 **953円**(従来は925円)に
改正されます。

(『千葉県特定最低賃金(7業種)』の内容もご確認ください。)



使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできず、原則として県内で働くすべての労働者に適用されます。

尚、最低賃金引上げに向けた環境整備に係る助成金を利用できる場合がありますので、併せて、千葉労働局ホームページよりご確認ください。

【お問合せ】千葉労働局労働基準部賃金室 TEL.043-221-2328

2021年度 新型コロナウイルス対応のための経営相談体制強化事業

中小企業
診断士
による

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆様へ

新型コロナウイルス対策経営個別相談会のご案内

相談
無料

融資や補助金申請に必要な経営計画書作成、店舗診断、資金繰り改善、創業、事業承継など幅広い経営上のお困りごとに対応します。



《相談対応者》 株式会社ローカルカンパニー
中小企業診断士 代表取締役

いとう たかみつ
伊藤 隆光氏

《開催日時》 9月21日(火)・29日(水)
10:00～16:00 ■ 1人あたり1時間程度の相談時間となります。

《会場》 茂原商工会議所
《お申込み》 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお送りください。

《お問合せ》 TEL.22-3361 FAX.23-7895

新型コロナウイルス対策 経営個別相談会

希望日時	ご希望される日にちと時間を第1、第2希望までご記入ください。 第1希望になる場合にはご連絡はいたしません。希望した時間に会場までお越しください。 第2希望日になる場合や予約の重複する際は、事務局よりご連絡します。		
	■ 第1希望日：令和3年	月	日 () 午後 時～
	■ 第2希望日：令和3年	月	日 () 午後 時～
事業所名		ふりがな	
		氏名	
連絡先	TEL	FAX	
ご相談内容	ご相談内容をお選びください。【資金繰り・補助金関係・経営計画書作成・店舗診断・創業・事業承継】 相談内容[]		

※お申しいただきました個人情報に関しましては、当所で行う本事業以外の目的で使用しません。

社会保険
労務士
による

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆様へ

新型コロナウイルスの影響による労務関係 個別相談会のご案内

相談
無料

従業員の雇用維持、また、特別休暇やテレワーク導入に係る規定整備など、新型コロナウイルス感染拡大の影響にお困りの中小・小規模事業者に対し、現在利用可能な支援策のご案内をはじめ、幅広い労働相談について、社会保険労務士がお応えします。



《相談対応者》 社会保険労務士
八木労務開発事務所代表

やぎ さおり
八木 早織氏

《開催日時》 9月22日(水)・10月7日(木)・10月19日(火)
13:00～16:00 ■ 1人あたり1時間程度の相談時間となります。

《会場》 茂原商工会議所
《お申込み》 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお送りください。

《お問合せ》 TEL.22-3361 FAX.23-7895

新型コロナウイルス対策 労務関係個別相談会

希望日時	ご希望される日にちと時間を第1、第2希望までご記入ください。 第1希望になる場合にはご連絡はいたしません。希望した時間に会場までお越しください。 第2希望日になる場合や予約の重複する際は、事務局よりご連絡します。		
	■ 第1希望日：令和3年	月	日 () 午後 時～
	■ 第2希望日：令和3年	月	日 () 午後 時～
事業所名		ふりがな	
		氏名	
連絡先	TEL	FAX	
ご相談内容	ご相談内容をお選びください。【就業規則・人事制度・人材採用・各種助成金・各種保険手続き・労務全般】 相談内容[]		

※お申しいただきました個人情報に関しましては、当所で行う本事業以外の目的で使用しません。